

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和 8 年 3 月 10 日

全国健康保険協会和歌山支部
支部長 山田 茂弘

1 企画競争に付する事項

令和 8 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託（遠隔面談委託）

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (8) 「被保険者に対する特定保健指導業務委託実施要領（遠隔面談委託）」 2 受託要件を満たしていること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 いずれかの認証、またはそれに準ずる認証を取得していること
- (10) 令和 7 年、8 年、9 年度厚生労働省参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- (11) その他、「令和 8 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託（遠隔面談委託）仕様書」等による。
- (12) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられないときは、委託期間の変更または契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

「令和 8 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託（遠隔面談委託）企画競争実施要領」及び「令和 8 年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託（遠隔面談委

託)仕様書」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 仕様書等を交付する日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月13日(金)～令和8年4月7日(火)15時00分まで
- (2) 場所 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部企画総務グループ 担当：古道
TEL：073-421-3100(音声案内④)

5 仕様書等に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

- (1) 受付先 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部 保健グループ 担当 青木
FAX：073-421-3116
- (2) 受付期間 令和8年4月8日(水)12時00分まで
- (3) 回答 令和8年4月9日(木)17時00分までに電話又はFAXにて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和8年4月10日(金)12時00分
- (2) 提出場所 〒640-8516 和歌山市六番丁5 和歌山六番丁801ビル3階
全国健康保険協会和歌山支部 保健グループ 担当 青木
電話：073-421-3100
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。
なお、郵送の場合は上記の提出期限までに必着。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、「令和8年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託(遠隔面談委託)企画競争実施要領」及び「令和8年度 被保険者に対する特定保健指導業務委託(遠隔面談委託)仕様書」による。